

令和 8 年 度

公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター 事業概要

地 域 協 働 局

目 次

I	財団設立の趣旨	-----	1
II	財団の概要		
1	名 称	-----	1
2	所 在 地	-----	1
3	設 立 年 月 日	-----	1
4	基 本 財 産	-----	1
5	機構及び職員数	-----	2
6	評議員・役員等	-----	3
III	定 款	-----	4
IV	令和7年度事業報告		
1	事 業 報 告	-----	13
2	事業別収支計算書	-----	25
3	正味財産増減計算書	-----	26
4	貸 借 対 照 表	-----	28
5	財 産 目 録	-----	29
6	事業別収入明細書	-----	30
7	事業別支出明細書	-----	31
8	収 支 計 算 書	-----	32
	(参考) R 5～R 7 年度財務状況	-----	34
V	令和8年度事業計画		
1	事 業 計 画	-----	35
2	経営改善の取組み状況	-----	43
3	事業別予定収支計算書	-----	44
4	予定活動計算書	-----	45
5	予定貸借対照表	-----	46
6	事業別予定収入明細書	-----	47
7	事業別予定支出明細書	-----	48
8	収 支 予 算 書	-----	49

I 財団設立の趣旨

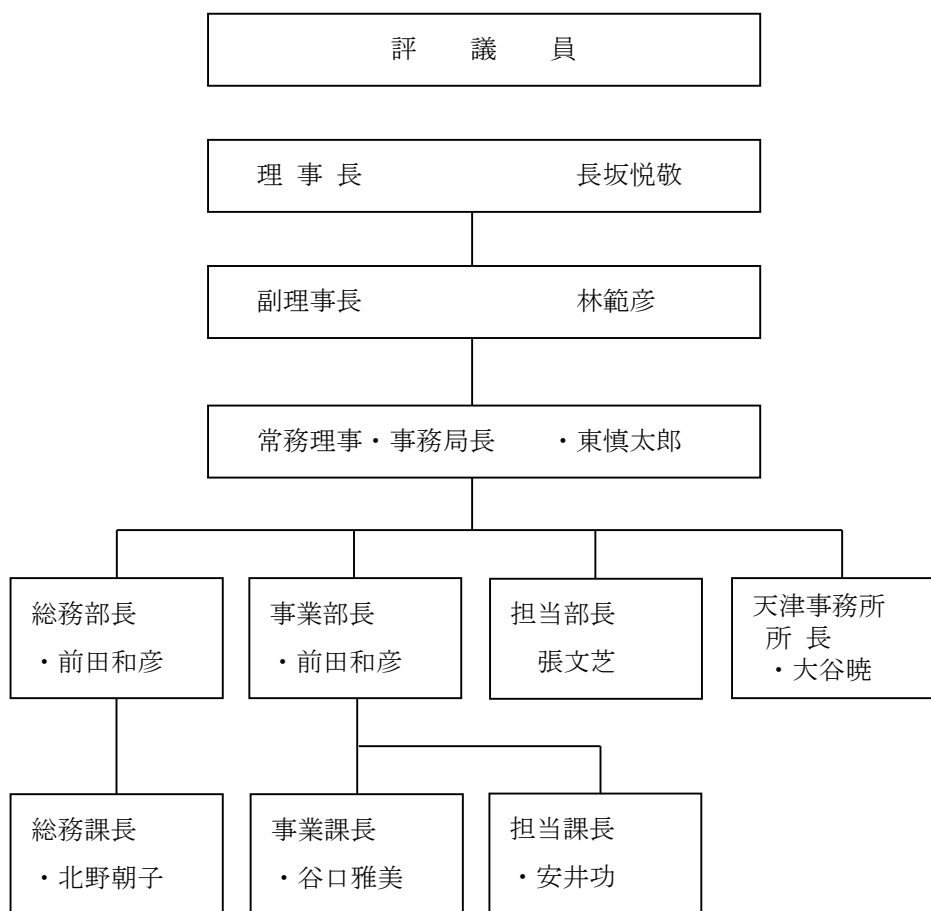
神戸の更なる国際都市としての発展をめざし、開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題の解決のための国際協力を行うとともに、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進などにより、地域の国際化を進め、もって国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

II 財団の概要

- 1 名 称 公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター
- 2 所 在 地 神戸市長田区腕塚町5丁目3番1号
アスタくにつか1番館南棟4階
- 3 設立年月日 平成5年7月14日
※公益財団法人へ移行 平成23年4月1日
- 4 基 本 財 産 300,000 千円（神戸市 100%出捐）

5 機構及び職員数

(1) 機構



(注) ・は神戸市派遣職員

(2) 職員数 (役員を除く)

(令和8年7月1日現在)

	部長	課長	係員	計
総務部	1 (1)	1 (1)	2	4 (2)
事業部	総務部長兼務 1	2 (2)	9	12 (2)
天津事務所	1 (1)			1 (1)
計	3 (2)	3 (3)	11	17 (5)

(注) ()は神戸市派遣職員内書。臨時職員を除く。

6 評議員・役員等

令和8年7月1日現在

評 議 員（7名）

役 職 名	氏 名	現 職 名
評 議 員	勝沼 直子	神戸新聞社執行役員論説委員長
評 議 員	キラン S. セティ	在日米国商工会議所特別顧問
評 議 員	草薙 真一	兵庫県公立大学法人兵庫県立大学教授
評 議 員	廣澤 正行	独立行政法人国際協力機構関西センター所長
評 議 員	藤岡 由佳	藤岡金属株式会社代表取締役社長
評 議 員	横川 太	公益財団法人兵庫県国際交流協会専務理事
評 議 員	服部 星次	神戸市地域協働局副局長

理 事（8名）・監 事（2名）

役 職 名	氏 名	現 職 名
理 事 長	長坂 悦敬	学校法人甲南学園理事長
副理事長	林 範彦	神戸市公立大学法人神戸市外国語大学副学長
常務理事	東 慎太郎	神戸市地域協働局部長
理 事	岡村 武和	株式会社OKAMURA相談役
理 事	坂西 卓郎	公益財団法人PHD協会常務理事兼事務局長
理 事	阪本 真由美	兵庫県公立大学法人兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科教授
理 事	奈良 雅美	特定非営利活動法人アジア女性自立プロジェクト代表理事
理 事	西本 玲子	公益財団法人神戸YWCA総幹事
監 事	飯塚 敏勝	税理士法人鳩合同会計事務所所長
監 事	米山 浩	一般社団法人神戸市機械金属工業会事務局長

Ⅲ 定款

公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸国際コミュニティセンターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸の更なる国際都市としての発展をめざし、開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題の解決のための国際協力を行うとともに、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進などにより、地域の国際化を進め、もって国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際協力に関する事業
- (2) 市民の国際交流と多文化共生に関する事業
- (3) 留学生支援に関する事業
- (4) 海外事務所の運営に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市及びその周辺において行うものとする。ただし、同項第1号、第2号、第4号及び第5号の事業は、神戸市と海外との間においても行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第21条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員5名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。なお、評議員会を招集するには、理事長は評議員会の日の 3 日前までに評議員に対して、書面で通知を発する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除

く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする

3 理事長以外のうち、それぞれ各1名を副理事長、専務理事、常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(賠償責任の一部免除又は限定)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、前項の賠償責任について、外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金0円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、外部理事又は外部監事と締結することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、評議員会において別に定める理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事又は監事には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第 29 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、3 名以内とする。
- 3 顧問は、理事長が委嘱する。
- 4 顧問は、この法人の運営について、意見を述べ、又は助言することができる。
- 5 顧問は、無報酬とする。
- 6 顧問には、費用を弁償することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前条第 2 項の場合においては、理事会の議長は、理事の互選による。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補 則

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(委任)

第42条 この定款について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
(略)
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
(略)
- 5 この法人の最初の理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、次に掲げる者とする。
(略)
- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。
(略)
- 7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規定、規則は、移行後もその効力を有するものとする。

別表（第5条関係）

財産種別	物量等
投資有価証券等	公債他 300,000,000 円

附 則

この定款は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年6月29日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年4月1日から施行する。

IV 令和7年度事業報告

1 事業報告

令和5年3月に策定した「中期経営計画」及び、神戸市から提示されたミッションに基づく経営改革プランを踏まえて、新長田・三宮・御影の拠点等を活用し、関係機関との連携を図りながら、国際交流・多文化共生事業、留学生支援事業及び海外事務所運営事業を推進した。

国際交流・多文化共生事業

地域において、日本人と在住外国人が相互理解のもと、ともに安心・安全で秩序ある生活を送ることができる多文化共生社会の実現を目指して、各事業に取り組んだ。

具体的には、在住外国人が日本で生活する上で必要な情報を理解し、日本人との相互理解のためのコミュニケーションツールとしても必要となる日本語の能力向上を目的とした地域日本語教育体制整備事業を実施した。

また、在住外国人が日本で円滑に生活するための生活相談窓口を運営するとともに、日本人と在住外国人との相互理解の促進のため、国際交流イベントを主催するほか、留学生等が登録する多文化交流員制度を活用して地域イベント等への在住外国人の参加を促進した。

(1) 地域日本語教育体制整備事業

関係機関の協力体制のもと、日本人と在住外国人との相互理解の促進につなげるため、外国人の日本語能力やコミュニケーション能力の向上を目的として、日本語教育を実施した。

① 日本語学習機会の提供

- ・対面及びオンラインにて、登録日本語講師による初級日本語クラスを開催
[初級日本語クラス]

○活動実績 計52クラス、556人（令和8年3月末時点）

- ・日本語サポーターがマンツーマンで日本語を教える活動を実施
[日本語サポーター事業]

○活動実績 198組（令和8年3月末時点）

- ・夜間中学校と連携した夏期日本語教室を実施
- ・企業への日本語教師の派遣を実施

○活動実績 3社

② 地域日本語教室との連携

- ・情報共有を図るため、地域日本語教室連絡会議を開催

[地域日本語教室連絡会議]

○開催日 令和8年3月17日 参加団体 11団体 17人参加

- ・地域日本語教室を開催する民間の団体に対して、運営経費の一部を助成

[地域日本語教室運営助成]

○助成実績 地域日本語教室運営助成 12団体

ウクライナ避難民向け地域日本語教室運営助成 1団体

- ・地域日本語教室の課題把握のため、各教室を訪問し、地域の学習者や支援者の状況等についてインタビュー（訪問実績 7教室）

③ 日本語教育に関する人材の育成「日本語ボランティア入門講座」等

- ・地域日本語教育の裾野を広げるため、日本語学習支援に関心のある者を対象とした「日本語ボランティア入門講座」を実施し、新たな人材の養成を実施

[日本語ボランティア入門講座]

○開催日 令和7年10月12日、26日、11月9日、16日 参加者数 28人

- ・既存の支援者に対しても、課題や他の好事例の学習方法の共有及び能力の向上を目的とした「日本語学習支援者ブラッシュアップ講座」を実施

○開催日 令和7年6月29日、7月6日 参加者数 27人

[KICC登録日本語講師意見交換会]

○開催日 令和7年12月25日 参加者数 15人

- ・日本人と在住外国人との相互理解の促進につながる「やさしい日本語」の普及を目的として、令和7年度より、区役所職員向けの「やさしい日本語研修」を8区で実施

[区役所職員向けやさしい日本語研修]

○開催区 8区（東灘区、灘区、兵庫区、北区、北神区、須磨区、垂水区、西区）

○開催日程・回数等 令和7年9月～令和8年1月 計25回 参加者数441人

④ その他事業

- ・日本語学習者の日本語でのコミュニケーション能力の向上とともに、社会参加の促進を図る場として、ボランティア等と日本語で会話する「にほんごでおしゃべり」を実施

[にほんごでおしゃべり]

○開催日 令和8年1月17日

○参加者数 16人（うち日本語学習者11人）

- ・令和7年度より、初級日本語教室の学習成果をアウトプットする場として、「学習成果発表会」を実施
- ・神戸市が取り組む高校生世代の在住外国人等を対象とした日本語教育プログラムの実証事業に参画

（２）情報提供・相談など総合窓口の運営

在住外国人が日本で生活するうえで必要な情報を得るための相談、情報提供、図書の閲覧コーナーの設置等を行うとともに、国際交流・多文化共生に資する活動を行う団体向けに貸会議室を提供した。

① 情報提供事業

ア. ホームページにおける多言語情報の発信

- ・KICCのホームページ「Kobe Living Guide」において、生活情報を11言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）及びやさしい日本語で提供

イ. 図書コーナー・情報提供コーナー

- ・日本語学習に関する書籍等を閲覧できる図書コーナーを設置
- ・KICCや民間団体等が実施する国際交流事業や行政情報に関するチラシやポスターを掲示・配架

ウ. SNSを活用した情報発信

- ・Instagramとフェイスブックを運営し、生活情報やイベント情報を発信
- ・令和7年度より新たにLINEアカウントを開設し、プッシュ型で定期的（毎週金曜日）に各種情報発信を実施

エ. メールマガジンの配信

- ・KICC日本語学習者やそのサポーターを対象に生活情報やイベント情報をメールマガジンで配信
- 配信実績 28回

② 一元的相談窓口事業（ワンストップサービス）

ア. 生活相談

- ・窓口及び電話等で在住外国人等からの各種問い合わせや日常的な相談を受け、行政情報や生活情報を提供

○対応言語及び相談曜日

相談言語 \ 曜日	月	火	水	木	金
英語	○	○	○	○	○
中国語	○	○	○	○	○
ベトナム語	○		○		
韓国・朝鮮語					○
スペイン語		○		○	
フィリピン語			○		
インドネシア語					○
ネパール語	○				
ポルトガル語				○	
タイ語		○			

※ ウクライナ語は利用の依頼があった場合に随時対応

上記以外は、タブレット端末を使ったテレビ電話通訳サービスなどにより対応

○相談時間 10:00～12:00、13:00～17:00（電話は 9:00 から対応）

○利用実績 2,597 件（うち、生活相談 2,435 件）

イ. 専門相談 ※ア. 生活相談の内数

- ・行政書士による在留許可申請・行政手続に関する専門相談

○相談日時 第 1・3 水曜日 13:30～16:30

○利用実績 40 件

- ・大阪出入国在留管理局神戸支局職員による出入国・在留手続等に関する専門相談

○相談日時 第 2 金曜日 13:30～16:30

○利用実績 24 件

ウ. 外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）

- ・神戸市内及び近郊で在住外国人の生活相談を行っている公的団体及び NGO の担当者の知識や技術の向上のため、専門家による講義を開催し、情報交換を実施

○構成団体 13 団体（令和 8 年 3 月末現在） ※その他オブザーバー参加 13 団体

開催年月	テーマ	講 師
令和 7 年 9 月	2024 年の入管法改正について	大阪出入国在留管理局神戸支局 渉外調整官
令和 8 年 3 月	最近の消費者トラブルについて	兵庫県立消費生活総合センター

③ 通訳翻訳支援事業

ア. 三者通訳事業

- ・区役所等職員からの依頼に基づき、電話・タブレットによる三者通訳（区役所等職員・相談者・KICC 職員による三者通話）を実施
- 利用実績 200 件

イ. 同行通訳事業

- ・在住外国人が公的機関等において相談を行う際に、民間ボランティア通訳団体等の通訳者を無料で派遣する同行通訳（事前予約制）を実施
- 利用実績 47 件

ウ. 行政情報の多言語翻訳

- ・神戸市の各部局等の依頼に基づき、市国際課と連携して、市政情報の多言語翻訳やネイティブチェックを実施
 - 利用実績 75 件
- （主な例）
- 妊娠出産・子育てサポートプラン、国民健康保険制度の説明チラシ、ごみ出しルール啓発チラシ、フードサポートチラシ、外国籍児童への就学案内・就学時健康診断のお知らせ、公立保育所重要事項説明書

④ 災害時外国人支援・防災啓発事業

ア. 多文化防災リーダー育成・活動支援事業

- ・神戸市から「多文化防災リーダー育成・活動支援業務」を受託し、地域等において日本人住民と協力しながら主体的に防災活動を担える外国人材を育成
- ・大学や地域団体等と連携し、3 日間の育成プログラムを実施後、実践的な活動を支援
- リーダー認定人数 33 人

(活動内容)

[防災イベントでのブース出展]

○ポーアイ総合防災フェスタに、災害食アレンジレシピ実演・試食体験のブースを出展

開催日：令和7年11月1日

[地域の防災活動へ参加]

○西区 西神ニュータウン6地区防災福祉コミュニティ 総合防災訓練

開催日 令和7年11月22日

○西区 学園西町防災福祉コミュニティ こども防災ワークショップ

開催日 令和7年11月29日

○東灘区 六甲アイランドCITY 防災福祉コミュニティ 防災訓練

開催日 令和7年12月20日

○中央区 橘ふれまち・東川崎ふれまち 合同防災のつどい

開催日 令和8年1月17日

○中央区 中央ふきあい防災福祉コミュニティ みんなの防災訓練

開催日 令和8年1月25日

[多文化防災リーダー企画イベント]

○KICC 新長田1階交流スペースにおいて、防災イベント「多文化防災フェスタ」を開催

開催日 令和8年2月15日

イ. その他防災啓発事業（在住外国人の地域防災活動への参加促進等）

- ・地域団体が主催する防災訓練への在住外国人の参加や防災情報の発信などにより、在住外国人の防災意識を啓発

[新長田北安心安全の防災福祉コミュニティ]

○開催日 令和7年10月5日 参加者数 230人

ウ. 災害時外国人支援に係る研修事業

- ・災害時に避難所・区役所等において、通訳・翻訳等の支援活動を行う「災害時通訳翻訳ボランティア」の募集・登録を実施
- 登録者 40人（令和8年3月末時点）
- ・（公財）兵庫県国際交流協会、近畿地域国際化連絡協議会（当財団を含む10団体によるボランティア相互派遣等の支援協定を締結）と災害時通訳・翻訳ボランティアを対象とした研修を共催

○開催日 令和7年9月13日 参加者数 65人

○開催日 令和8年1月31日 参加者数 52人

⑤ ウクライナ避難民支援事業

外国人支援団体等と連携を図りながら、各事業を実施

- ・ウクライナ避難民に対するワンストップ生活相談窓口の設置、通訳者の配置
- ・長期化する避難生活において、個々の状況に応じた生活支援とともに自立に向けた支援を実施

(3) 在住外国人支援・国際交流事業

大学や外国人支援団体等と連携し、日本人と在住外国人との相互理解を深める国際交流事業等を実施した。

① 大学や外国人支援団体等との連携事業

(主な実施事業)

事業名	連携先
国際交流・多文化共生イベント（異文化交流サロン等）	留学生、大学、 神戸市教育委員会等
子ども向け国際理解事業（キッズ国際ひろば、KOBÉ インターナショナルフェスタ）	
国際協カイベント（JICA 草の根技術協力事業（カンボジア）報告会）	
キャリアサポート事業（起業支援、進学・就職相談）	大学

② 地域国際化推進事業助成

- ・地域における国際交流・多文化共生を推進するために民間団体等が主催する事業に対して助成を実施

○助成実績 10団体

(4) ふたば国際プラザ運営

国籍や年齢等の区別なく、市民が集い利用することができる「地域とともに進める多文化共生の国際交流施設」として事業を実施した。

○所在地 神戸市長田区二葉町7丁目1番18号

○開館時間 火・水・木・金・土 10:00～20:00 日・祝 10:00～17:00

月曜日及び年末年始(12月28日～1月5日)は休館

(月曜日が祝日の場合は開館し、翌火曜日に休館)

① 在住外国人に対する生活情報支援

- ・来日して間もない在住外国人に対して日本で生活するに当たっての必要な制度や情報についてガイダンスを実施

② 日本人と在住外国人との交流・相互理解の促進

- ・ともに地域で生きるための相互理解の促進や環境づくりのため、日本人と在住外国人との交流を推進する事業を実施

③ 人材育成事業

- ・日本語学習支援や国際理解の推進に取り組む人材の育成のため、各種研修・講座を実施

(5) 担い手の育成・活用

地域で国際交流や多文化共生に関する活動に従事するボランティア等の人材を育成するため、知見や経験を有する専門家などを招き、各種研修・講座を実施した。

[多文化共生セミナー]

○開催日 令和7年7月13日、8月3日、9月21日

○開催内容 第1回「多文化共生のこれまでとこれから」 参加者数 41人

第2回「多文化共生×地域活動」 参加者数 47人

第3回「阪神・淡路大震災から30年…地域で活躍する外国人
～支援される側から支援する側へ～」 参加者数 36人

留学生支援事業

神戸と海外との交流の架け橋となる人材として、留学生とのつながりを促進することを目的に、事業に取り組んだ。

具体的には、神戸市奨学金を支給する留学生の選考及び奨学生に対するフォローアップ、日本人と在住外国人との相互理解の促進に向けた日本人市民と留学生との交流機会の創出に努めた。

(1) 奨学生事業

① 奨学生の選考

- ・神戸市からの受託により、市内大学に在籍する私費留学生の中から 30 人を選考
 - 奨学金名 神戸市留学生奨学金（神戸・菅原奨学金）
 - 支給額 月額 8 万円
 - 支給方法 奨学金は篤志者からの寄付金等を原資とする基金をもとに神戸市で予算措置し、神戸市から奨学生に直接支給

○支給者数 30 人

（支給者内訳）

▶大学別

大学名	人 数	大学名	人 数
兵庫県立大学	14 人	神戸情報大学院大学	1 人
日本経済大学神戸三宮キャンパス	6 人	神戸国際大学	1 人
流通科学大学	4 人	神戸市外国語大学	1 人
神戸学院大学	2 人	神戸大学	1 人

▶出身国別

国 名	人 数	国 名	人 数
ベトナム	13 人	トルコ	1 人
インドネシア	4 人	マダガスカル	1 人
中国	3 人	パキスタン	1 人
バングラデシュ	2 人	韓国	1 人
マレーシア	2 人	リトアニア	1 人
ザンビア	1 人		

② 奨学生関連事業

ア. 市民との交流機会の提供

- ・奨学生と市民の交流を促進するため、奨学生が自国文化等を紹介するイベント等を開催

○第1回 開催日：令和7年9月6日 参加者数 40人

タイトル：「GLOBAL LOCAL in KOBE 留学生と語る、これからの神戸」

内 容：神戸市の取組や留学生の市内定着・市内就職を進めるための施策について、市民と学生が意見を交わし、多様な視点から未来の神戸をともに考える

○第2回 開催日：令和7年11月30日 参加者数 42人

タイトル：「カルチャー交流デー」

内 容：ベトナムとインドネシアの伝統衣装の紹介や遊び体験、クイズを通じて、両国の文化への理解を深める機会を提供

○第3回 開催日：令和8年1月18日 参加者数 43人

タイトル：「世界のゲームを楽しもう」

内 容：奨学生の自己紹介と各国のゲーム（ベトナム・マダガスカル・リトアニア・中国）の説明を行ったあと、4つの体験ブースを巡りながらゲームを楽しみ、多様な文化にふれる機会を提供

イ. 奨学生による神戸市情報等の発信

- ・奨学生がインスタグラム等のSNSを活用し、神戸のおすすめの場所や神戸での留学生活等の情報発信をすることにより、神戸の魅力をPR

○投稿実績 61件

（2）文化施設見学の支援

公立及び民間の文化・社会教育施設等（31施設）と連携し、市内の留学生が無料で施設見学できるパス（はっぴいめもりーパス KOBE）を発行

○発行実績 13,682枚

(3) 地元企業への就職活動等の支援

① 「外国人のための合同企業説明会」の開催

- ・神戸市と、神戸市内及び兵庫県内の企業が自社の紹介や質疑応答の場を提供する
「外国人のための合同企業説明会」を共催
- 開催日 令和7年6月25日
- 参加者数 約1,700人（企業75社）

② 「KOBЕ 就職・転職フェア」への参加

- ・日本人と外国人の双方を対象としたフェアに参加
- 開催日 令和8年1月16日、17日
- 参加者数（外国人）16日31人、17日17人

③ 留学生のための起業・創業セミナーの開催

- ・経済団体や金融機関と連携し、留学生等を対象に市内での起業・創業に向けたセミナーを開催
- 開催日 令和7年10月19日、令和8年2月8日
- 参加者数 第1回49人、第2回28人

④ 留学生と企業の交流会の開催

- ・神戸市や大学等と連携し、就職相談や留学生と市内企業の交流機会を提供し、留学生の就職を支援
- 開催日 令和7年7月3日
- 参加者数 企業5社、留学生17人

⑤ キャリアサポート

- ・日本経済大学神戸三宮キャンパスとの連携により、神戸市在住の留学生を始めとする外国人や、外国人の雇用を考えている企業を対象として、起業や就職、外国人雇用について相談できる機会を提供
- 開催日 新長田：金曜日
三 宮：火曜日

海外事務所の運営事業

神戸の友好都市である天津との交流を促進するとともに、国際医療交流や経済交流、中国からの観光客の誘致等に取り組んだ。

(1) 神戸・天津経済貿易連絡事務所（昭和 60 年開設）

① 友好都市交流事業

- ・ 天津市との青少年友好交流事業として、日中友好交流都市中学生卓球大会への神戸の中学生参加に係る連絡調整
○開催日 令和 7 年 8 月 4 日～6 日
- ・ 王子動物園と天津市動物園の間の動物交換の実施に向けた連絡調整
- ・ 天津と韓国仁川の研究機関共催のフォーラムにて神戸・天津の友好都市交流について発表

② 国際医療交流及び経済交流の推進

- ・ 国際医療交流推進のため、神戸大学医学部附属病院と大連大学附属中山病院の連携協力を支援
- ・ 中国の医療関連企業の医療産業都市視察に係る連絡調整
- ・ 大阪・関西万博の天津ウィークにあわせて大阪で開催された天津産業説明会への神戸企業の出席に係る連絡調整
- ・ 日本への進出意向のある中国企業の情報収集及び関係部局への情報提供

③ 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- ・ 天津で開催された日本産品の物産展「天津ジャパンプランド」において、灘の酒の販路開拓支援及び観光情報発信の実施
○開催日 令和 7 年 6 月 14 日～15 日
- ・ 在中国日本大使館主催のイベントにおいて、灘の酒と神戸洋菓子の PR 及び観光情報発信の実施
○開催日 令和 7 年 10 月 22 日（秋の交流会）
令和 8 年 2 月 27 日（天皇誕生日祝賀レセプション）

2 事業別収支計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日, 単位 円)

収 入 の 部		支 出 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
公益目的事業会計	206,078,678	公益目的事業会計	207,059,788
国際交流・多文化共生事業収入	161,260,081	国際交流・多文化共生事業支出	159,817,194
		事業費支出	158,379,824
		特定資産取得支出	1,437,370
留学生支援事業収入	15,117,000	留学生支援事業支出	17,422,618
		事業費支出	14,099,376
		特定資産取得支出	3,323,242
海外事務所運営事業収入	29,701,597	海外事務所運営事業支出	29,819,976
		事業費支出	29,819,976
法人会計	18,807,821	法人会計	16,525,607
管理収入	18,807,821	管理支出	16,237,187
		特定資産取得支出	288,420
当期収入合計 (A)	224,886,499	当期支出合計 (D)	223,585,395
前期繰越収支差額 (B)	9,388,680	当期収支差額 (A) - (D)	1,301,104
収入合計 (A) + (B) = (C)	234,275,179	次期繰越収支差額 (C) - (D)	10,689,784

3 正味財産増減計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日, 単位 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	2,899,000	2,483,385	415,615
基本財産受取利息	2,899,000	2,483,385	415,615
②事業収益	9,236,941	33,455,187	△24,218,246
受託収益	9,236,941	33,191,287	△23,954,346
神戸市受託収益	9,001,541	7,718,487	1,283,054
JICA受託収益	0	25,472,800	△25,472,800
受講料等収益	210,500	228,500	△18,000
施設利用料収益	24,900	35,400	△10,500
③受取補助金等	217,017,260	224,050,669	△7,033,409
受取補助金	211,423,627	216,811,020	△5,387,393
受取神戸市補助金	211,423,627	216,811,020	△5,387,393
受取助成金	305,800	1,901,432	△1,595,632
受取CLAIR助成金	0	1,799,532	△1,799,532
受取その他助成金	305,800	101,900	203,900
受取補助金等振替額	5,287,833	5,338,217	△50,384
④受取負担金	80,420	84,536	△4,116
受取負担金	80,420	84,536	△4,116
⑤受取寄附金	0	246,575	△246,575
受取寄付金	0	246,575	△246,575
受取寄附金等振替額	0	0	0
⑥雑収益	21,741	70,961	△49,220
受取利息	21	9	12
広告収益	0	25,000	△25,000
雑収益	21,720	45,952	△24,232
経常収益計	229,255,362	260,391,313	△31,135,951
(2) 経常費用			
①事業費	211,529,443	245,014,204	△33,484,761
役員報酬	840,000	840,000	0
給料手当	65,145,044	63,911,004	1,234,040
通勤手当	2,089,653	2,500,500	△410,847
退職給付引当金繰入額	3,875,662	1,014,822	2,860,840
賞与引当金繰入額	3,208,271	3,192,096	16,175
退職給付費用	1,204,000	560,000	644,000
福利厚生費	8,716,587	8,273,440	443,147
旅費交通費	2,774,465	15,910,966	△13,136,501
通信運搬費	2,114,766	2,352,410	△237,644
減価償却費	5,359,450	5,584,001	△224,551
什器備品費	659,067	1,527,736	△868,669
消耗品費	2,752,124	1,734,461	1,017,663
修繕費	584,475	20,715	563,760
印刷製本費	1,013,659	900,495	113,164
光熱水費	2,058,549	1,941,139	117,410
使用料及賃借料	31,193,972	31,409,863	△215,891
保険料	812,763	593,887	218,876
諸謝金	21,628,700	25,215,742	△3,587,042
公租公課	946,424	2,217,770	△1,271,346
支払負担金	50,000	52,828	△2,828
支払助成金	8,273,422	8,555,153	△281,731
支払手数料	623,972	935,205	△311,233
委託費	15,078,937	15,226,919	△147,982
役務費	2,338,191	15,631,283	△13,293,092
会議費	16,024	341,113	△325,089
為替差損	0	17,024	△17,024
雑費	347,478	498,528	△151,050
海外費(旅費)	560,756	836,293	△275,537
海外費(賃借料)	5,110,849	3,820,634	1,290,215
海外費(委託料)	16,465,901	23,230,647	△6,764,746
海外費(消耗品費)	4,775,808	5,118,936	△343,128
海外費(通信運搬費)	910,474	1,048,594	△138,120

科 目	当年度	前年度	増 減
②管理費	17,078,030	16,009,234	1,068,796
役員報酬	360,000	360,000	0
給料手当	6,969,053	5,976,592	992,461
通勤手当	604,150	496,430	107,720
退職給付引当金繰入額	184,140	184,140	0
賞与引当金繰入額	651,000	658,000	△7,000
退職給付費用	140,000	0	140,000
福利厚生費	1,426,066	1,178,484	247,582
旅費交通費	165,322	137,746	27,576
通信運搬費	198,052	202,519	△4,467
減価償却費	663,703	819,916	△156,213
什器備品費	17,930	219,848	△201,918
消耗品費	547,887	423,682	124,205
修繕費	18,883	3,485	15,398
印刷製本費	53,046	33,715	19,331
光熱水費	80,775	71,546	9,229
使用料及賃借料	1,942,513	1,796,955	145,558
保険料	26,500	4,690	21,810
公租公課	50,276	14,630	35,646
支払負担金	578,954	538,500	40,454
支払寄附金	100,000	100,000	0
支払手数料	49,932	55,687	△5,755
委託費	1,614,898	2,120,504	△505,606
役務費	96,068	66,230	29,838
交際費	36,000	35,500	500
雑費	502,882	510,435	△7,553
経常費用計	228,607,473	261,023,438	△32,415,965
評価損益等調整前当期経常増減額	647,889	△632,125	1,280,014
基本財産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	647,889	△632,125	1,280,014
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
①雑収益	13,000	1,599,604	△1,586,604
雑収益	13,000	1,599,604	△1,586,604
②過年度損益修正益	0	179,227	△179,227
固定資産振替額	0	179,227	△179,227
経常外収益計	13,000	1,778,831	△1,765,831
(2) 経常外費用			
①除却損失	3	0	3
什器備品除却損	3	0	3
②雑損失	0	0	0
貸倒損失	0	0	0
③過年度損益修正損	0	179,227	△179,227
固定資産振替額	0	179,227	△179,227
経常外費用計	3	179,227	△179,224
当期経常外増減額	12,997	1,599,604	△1,586,607
他会計振替前当期一般正味財産増減額	660,886	967,479	△306,593
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	660,886	967,479	△306,593
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	660,886	967,479	△306,593
一般正味財産期首残高	24,669,705	23,702,226	967,479
一般正味財産期末残高	25,330,591	24,669,705	660,886
II 指定正味財産増減の部			
①受取補助金等	884,950	0	884,950
受取補助金	884,950	0	884,950
②受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
③基本財産運用益	0	1,233	△1,233
基本財産受取利息	0	1,233	△1,233
④一般正味財産への振替額	△5,287,833	△5,339,450	51,617
一般正味財産への振替額	△5,287,833	△5,339,450	51,617
当期指定正味財産増減額	△4,402,883	△5,338,217	935,334
指定正味財産期首残高	357,188,505	362,526,722	△5,338,217
指定正味財産期末残高	352,785,622	357,188,505	△4,402,883
III 正味財産期末残高	378,116,213	381,858,210	△3,741,997

4 貸借対照表

(令和8年3月31日現在, 単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	16,408,751	18,617,907	△ 2,209,156
未収金	3,884,003	6,209,213	△ 2,325,210
前払金	2,447,005	3,186,650	△ 739,645
内部会計貸付金	0	0	0
流動資産合計	22,739,759	28,013,770	△ 5,274,011
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	300,000,000	300,000,000	0
基本財産合計	300,000,000	300,000,000	0
(2) 特定資産			
建物附属設備	40,652,139	44,555,819	△ 3,903,680
什器備品	1,299,119	1,066,932	232,187
ソフトウェア	1,390,483	2,121,873	△ 731,390
退職給付引当資産	12,893,075	8,833,273	4,059,802
減価償却引当資産	5,555,757	5,555,757	0
財政調整積立資産	10,000,000	10,000,000	0
アジア国際協力積立資産	5,765,903	5,765,903	0
国際交流積立資産	3,677,978	3,677,978	0
特定資産合計	81,234,454	81,577,535	△ 343,081
(3) その他固定資産			
什器備品	2,420,863	3,051,906	△ 631,043
保証金	523,458	523,458	0
その他固定資産合計	2,944,321	3,575,364	△ 631,043
固定資産合計	384,178,775	385,152,899	△ 974,124
資産合計	406,918,534	413,166,669	△ 6,248,135
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	11,634,632	16,949,144	△ 5,314,512
未払消費税	0	1,093,900	△ 1,093,900
預り金	415,343	582,046	△ 166,703
賞与引当金	3,859,271	3,850,096	9,175
内部会計借入金	0	0	0
流動負債合計	15,909,246	22,475,186	△ 6,565,940
2. 固定負債			
退職給付引当金	12,893,075	8,833,273	4,059,802
固定負債合計	12,893,075	8,833,273	4,059,802
負債合計	28,802,321	31,308,459	△ 2,506,138
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受取補助金	43,341,741	47,744,624	△ 4,402,883
寄付金	309,443,881	309,443,881	0
指定正味財産合計	352,785,622	357,188,505	△ 4,402,883
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(52,785,622)	(57,188,505)	(△ 4,402,883)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	25,330,591	24,669,705	660,886
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(15,555,757)	(15,555,757)	(0)
正味財産合計	378,116,213	381,858,210	△ 3,741,997
負債及び正味財産合計	406,918,534	413,166,669	△ 6,248,135

5 財産目録

(令和8年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	16,408,751	未払金	11,634,632
現金手許有高	537,920	地域国際事業助成金他	
普通預金	15,870,831	預り金	415,343
未収金	3,884,003	所得税預り金、職員市県民税	
神戸市受託収益、還付消費税他	3,884,003	賞与引当金	3,859,271
前払金	2,447,005		
海外旅行総合保険等	2,447,005		
流動資産合計	22,739,759	流動負債合計	15,909,246
固定資産		固定負債	
基本財産		退職給付引当金	12,893,075
投資有価証券	300,000,000	固定負債合計	12,893,075
兵庫県債 他		負債合計	28,802,321
基本財産合計	300,000,000	正味財産	378,116,213
特定資産			
減価償却引当資産	5,555,757		
三井住友銀行普通預金			
財政調整積立資産	10,000,000		
三井住友銀行普通預金			
アジア国際協力積立資産	5,765,903		
三井住友銀行普通預金			
国際交流積立資産	3,677,978		
三井住友銀行普通預金			
建物附属設備	40,652,139		
新長田1F 交流スペース他			
什器備品	1,299,119		
書架、液晶モニター他			
ソフトウェア	1,390,483		
ボランティア管理システム他			
退職給付引当資産	12,893,075		
三井住友銀行普通預金			
特定資産合計	81,234,454		
その他の固定資産			
什器備品	2,420,863		
保証金	523,458		
その他固定資産合計	2,944,321		
固定資産合計	384,178,775		
資産合計	406,918,534		

6 事業別収入明細書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日, 単位 円)

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	補助金等収入	その他収入
公益目的事業会計	206,078,678	9,236,941	196,785,997	55,740
国際交流・多文化共生事業収入	161,260,081	8,934,941	152,290,420	34,720
留学生支援事業収入	15,117,000	302,000	14,815,000	0
海外事務所運営事業収入	29,701,597	0	29,680,577	21,020
法人会計	18,807,821	0	15,908,800	2,899,021
管理収入	18,807,821	0	15,908,800	2,899,021
合 計	224,886,499	9,236,941	212,694,797	2,954,761

7 事業別支出明細書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日, 単位 円)

科 目	金額	内 訳		
		人件費	物件費	その他
公益目的事業会計	207,059,788	81,187,380	121,090,776	4,781,632
国際交流・多文化共生事業	159,817,194	69,509,142	88,870,682	1,437,370
事業費支出	158,379,824	69,509,142	88,870,682	0
特定資産取得支出	1,437,370	0	0	1,437,370
留学生支援事業支出	17,422,618	11,678,238	2,421,138	3,323,242
事業費支出	14,099,376	11,678,238	2,421,138	0
特定資産取得支出	3,323,242	0	0	3,323,242
海外事務所運営事業支出	29,819,976	0	29,798,956	21,020
事業費支出	29,819,976	0	29,798,956	21,020
法人会計	16,525,607	10,157,269	6,079,918	288,420
管理支出	16,237,187	10,157,269	6,079,918	0
特定資産取得支出	184,140	0	0	184,140
固定資産取得支出	104,280	0	0	104,280
合 計	223,585,395	91,344,649	127,170,694	5,070,052

8 収支計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日, 単位 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 収入の部			
1 基本財産運用収入	2,899,000	2,482,152	416,848
基本財産利息収入	2,899,000	2,482,152	416,848
2 事業収入	9,236,941	33,455,187	△24,218,246
受託収入	9,001,541	33,191,287	△24,189,746
神戸市受託収入	9,001,541	7,718,487	1,283,054
JICA受託収入	0	25,472,800	△25,472,800
受講料等収入	210,500	228,500	△18,000
施設利用料収入	24,900	35,400	△10,500
3 補助金等収入	212,614,377	218,712,452	△6,098,075
補助金収入	212,308,577	216,811,020	△4,502,443
神戸市補助金収入	212,308,577	216,811,020	△4,502,443
助成金収入	305,800	1,901,432	△1,595,632
CLAIR助成金収入	0	1,799,532	△1,799,532
その他助成金収入	305,800	101,900	203,900
4 負担金収入	80,420	84,536	△4,116
負担金収入	80,420	84,536	△4,116
5 寄付金収入	0	246,575	△246,575
寄付金収入	0	246,575	△246,575
6 雑収入	34,741	1,670,565	△1,635,824
受取利息収入	21	9	12
広告収入	0	25,000	△25,000
雑収入	34,720	1,645,556	△1,610,836
7 他会計からの繰入金収入	21,020	127,697	△106,677
他会計からの繰入金収入	21,020	127,697	△106,677
8 基本財産取崩収入	0	1,233	△1,233
基本財産引当預金取崩収入	0	1,233	△1,233
9 敷金・保証金戻り収入	0	254,520	△254,520
保証金戻り収入	0	254,520	△254,520
当期収入合計(A)	224,886,499	257,034,917	△32,148,418
前期繰越収支差額	9,388,680	6,698,020	2,690,660
収入合計(B)	234,275,179	263,732,937	△29,457,758
II 支出の部			
1 事業費支出	202,278,156	237,996,462	△35,718,306
役員報酬支出	840,000	840,000	0
給料手当支出	62,234,269	66,684,181	△4,449,912
通勤手当支出	2,089,653	2,500,500	△410,847
退職給付支出	1,204,000	560,000	644,000
福利厚生費支出	8,716,587	8,273,440	443,147
旅費交通費支出	2,774,465	15,910,966	△13,136,501
通信運搬費支出	2,114,766	2,352,410	△237,644
什器備品費支出	659,067	1,527,736	△868,669
消耗品費支出	2,752,124	1,734,461	1,017,663
修繕費支出	584,475	20,715	563,760
印刷製本費支出	1,013,659	900,495	113,164
光熱水費支出	2,058,549	1,941,139	117,410
使用料及賃借料支出	31,193,972	31,409,863	△215,891
保険料支出	812,763	593,887	218,876
諸謝金支出	21,628,700	25,215,742	△3,587,042
公租公課支出	946,424	2,217,770	△1,271,346
負担金支出	50,000	52,828	△2,828
助成金支出	8,273,422	8,555,153	△281,731
手数料支出	623,972	935,205	△311,233
委託費支出	15,078,937	15,226,919	△147,982
役務費支出	8,441,062	15,631,283	△7,190,221
会議費支出	16,024	341,113	△325,089
為替差損支出	0	17,024	△17,024
雑支出	347,478	498,528	△151,050
海外費(旅費)支出	560,756	836,293	△275,537
海外費(賃借料)支出	5,110,849	3,820,634	1,290,215
海外費(委託料)支出	16,465,901	23,230,647	△6,764,746
海外費(消耗品費)支出	4,775,808	5,118,936	△343,128
海外費(通信運搬費)支出	910,474	1,048,594	△138,120

科 目	当年度	前年度	増 減
2 管理費支出	16,237,187	14,677,178	1,560,009
役員報酬支出	360,000	360,000	0
給料手当支出	7,627,053	6,306,592	1,320,461
通勤手当支出	604,150	496,430	107,720
退職給付支出	140,000	0	140,000
福利厚生費支出	1,426,066	1,178,484	247,582
旅費交通費支出	165,322	137,746	27,576
通信運搬費支出	198,052	202,519	△4,467
什器備品費支出	17,930	219,848	△201,918
消耗品費支出	547,887	423,682	124,205
修繕費支出	18,883	3,485	15,398
印刷製本費支出	53,046	33,715	19,331
光熱水費支出	80,775	71,546	9,229
使用料及賃借料支出	1,942,513	1,796,955	145,558
保険料支出	26,500	4,690	21,810
公租公課支出	50,276	14,630	35,646
負担金支出	578,954	538,500	40,454
寄付金支出	100,000	100,000	0
手数料支出	49,932	55,687	△5,755
委託費支出	1,614,898	2,120,504	△505,606
役務費支出	96,068	66,230	29,838
交際費支出	36,000	35,500	500
雑支出	502,882	510,435	△7,553
3 他会計への繰入金支出	21,020	127,697	△106,677
公益目的事業会計への繰入金支出	21,020	127,697	△106,677
4 特定資産取得支出	4,944,752	1,239,462	3,705,290
退職給付引当資産取得支出	4,059,802	1,198,962	2,860,840
減価償却引当資産取得支出	0	40,500	△40,500
什器備品購入支出	884,950	0	884,950
5 固定資産取得支出	104,280	0	104,280
什器備品購入支出	104,280	0	104,280
6 敷金・保証金支出	0	303,458	△303,458
保証金支出	0	303,458	△303,458
当期支出合計(C)	223,585,395	254,344,257	△30,758,862
当期収支差額(B)-(C)	1,301,104	2,690,660	△1,389,556
次期繰越収支差額	10,689,784	9,388,680	1,301,104

(参考) R5～R7財務状況

(単位：千円)

			令和5年度	令和6年度	令和7年度	6年 →7年増減
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	2,008	▲ 632	648	1,280
		経常収益	268,796	260,391	229,255	▲ 31,136
		うち公益	249,736	242,631	210,447	▲ 32,184
		うち公益以外	19,060	17,760	18,808	1,048
		経常費用	266,788	261,023	228,607	▲ 32,416
		うち事業費（公益）	249,885	245,014	211,529	▲ 33,485
		うち事業費（公益以外）	0	0	0	0
		うち管理費（公益）	0	0	0	0
		うち管理費（公益以外）	16,904	16,009	17,078	1,069
		評価損益等	0	0	0	0
		当期経常外増減額	199	1,600	13	▲ 1,587
		経常外収益	200	1,779	13	▲ 1,766
		経常外費用	1	179	0	▲ 179
		法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0
		当期一般正味財産増減額	2,207	967	661	▲ 306
		一般正味財産期首残高	21,496	23,702	24,669	967
		一般正味財産期末残高	23,702	24,669	25,330	661
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	▲ 3,174	▲ 5,338	▲ 4,403	935
		指定正味財産増加額	4,054	1	885	884
		指定正味財産減少額	7,228	5,339	5,288	▲ 51
		うち一般正味財産への振替額	▲ 7,228	▲ 5,339	▲ 5,288	51
		指定正味財産期首残高	0	362,527	357,189	▲ 5,338
		指定正味財産期末残高	362,527	357,189	352,786	▲ 4,403
		正味財産期首残高	21,496	386,229	381,858	▲ 4,371
当期正味財産増減		▲ 967	▲ 4,371	▲ 3,742	629	
正味財産期末残高		20,529	381,858	378,116	▲ 3,742	
貸借対照表（B／S）	資産合計		424,449	413,167	406,919	▲ 6,248
	流動資産	34,181	28,014	22,740	▲ 5,274	
	固定資産	390,268	385,153	384,179	▲ 974	
	うち建物	0	0	0	0	
	負債合計		38,220	31,308	28,802	▲ 2,506
	流動負債	30,586	22,475	15,909	▲ 6,566	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	7,634	8,833	12,893	4,060	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計		386,229	381,858	378,116	▲ 3,742
	指定正味財産	362,527	357,189	352,786	▲ 4,403	
	一般正味財産	23,702	24,669	25,330	661	

V 令和8年度事業計画

1 事業計画

国際交流・多文化共生事業

(1) 地域日本語教育体制整備事業

関係機関の協力体制のもと、日本人と在住外国人との相互理解の促進につなげるため、在住外国人の日本語能力やコミュニケーション能力の向上を目的として、日本語教育を実施する。

① 日本語学習機会の提供

- ・対面及びオンラインにて、登録日本語講師による初級日本語クラスを開催
- ・御影にほんごプラザでの初級日本語クラス終了に伴い、近辺に在住外国人が多い魚崎地域で初級日本語クラスを開催
- ・日本語サポーターがマンツーマンで日本語を教える活動を実施し、日本語学習支援を実施
- ・令和8年度より、企業内日本語教室立上げを希望する企業へのアドバイスを開始

② 地域日本語教室との連携

- ・地域日本語教室への訪問、地域日本語教室連絡会議の開催、地域日本語教室への助成の実施を通じて、地域日本語教室との連携・支援を図る
- ・地域日本語教室への訪問やインタビューにより、支援ニーズや潜在的な学習希望者の把握に努める

③ 日本語教育に関する人材の育成

- ・神戸市における地域日本語教育の裾野を広げるため、令和8年度より従来の事業を再構築した上で、日本語学習支援に関心のある者や既に日本語支援活動を行っている者を対象とした講座を実施し、人材の養成を図るとともに、地域における活動の場へとつなぐ
- ・「やさしい日本語」の普及に向けた研修を開催

④ その他事業

- ・日本語学習者の日本語でのコミュニケーション能力の向上とともに、社会参加の促進を図る場として、ボランティア等と日本語で会話する「にほんごでおしゃべり」を拡大実施するとともに、学習成果をアウトプットする場として、「学習成果発表会」を継続実施
- ・神戸市が取り組む高校生世代の在住外国人等を対象とした「日本語学習支援業務」に参画

(2) 情報提供・相談など総合窓口の運営

在住外国人が日本で生活するうえで必要な情報を得るための相談、情報提供、図書の閲覧コーナーの設置等を行うとともに、国際交流・多文化共生に資する活動を行う団体向けに貸会議室を提供する。

① 情報提供事業

ア. ホームページにおける多言語情報の発信

- ・KICC のホームページ「Kobe Living Guide」において、生活情報を 11 言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）及びやさしい日本語で提供

イ. 図書コーナー・情報提供コーナー

- ・日本語学習に関する書籍等を閲覧できる図書コーナーを設置
- ・KICC や民間団体等が実施する国際交流事業、行政情報に関するチラシやポスターを掲示・配架

ウ. SNS を活用した情報発信

- ・Instagram とフェイスブックを運営し、生活情報やイベント情報を発信
- ・令和 7 年度に開設した LINE アカウントを活用し、プッシュ型で定期的（毎週金曜日）に各種情報発信を実施

エ. メールマガジンの配信

- ・KICC 日本語学習者やそのサポーターを対象に生活情報やイベント情報をメールマガジンで配信

② 一元的相談窓口事業（ワンストップサービス）

ア. 生活相談

- ・窓口及び電話等で在住外国人等からの各種問い合わせや日常的な相談を受け、行政情報や生活情報を提供

○対応言語及び相談曜日

相談言語 \ 曜日	月	火	水	木	金
英語	○	○	○	○	○
中国語	○	○	○	○	○
ベトナム語	○		○		
韓国・朝鮮語					○
スペイン語		○		○	
フィリピン語			○		
インドネシア語					○
ネパール語	○				
ポルトガル語				○	
タイ語		○			

※ ウクライナ語は利用の依頼があった場合に随時対応

上記以外は、タブレット端末を使ったテレビ電話通訳サービスにより対応

○相談時間 10:00～12:00、13:00～17:00（電話は9:00から対応）

イ. 専門相談

- ・行政書士による在留許可申請・行政手続に関する専門相談

○相談日時 第1・3水曜日 13:30～16:30

- ・大阪出入国在留管理局神戸支局員による出入国・在留手続等に関する専門相談

○相談日時 第2金曜日 13:30～16:30

ウ. 外国人相談窓口担当者連絡会（GONGO）

- ・神戸市内及び近郊で在住外国人の生活相談を行っている公的団体及びNGOの担当者の知識や技術の向上のため、専門家による講義を開催し、情報交換を実施

③ 通訳翻訳支援事業

ア. 三者通訳事業

- ・区役所等職員からの依頼に基づき、電話・タブレットによる三者通訳（区役所等職員・相談者・KICC 職員による三者通話）を実施

イ. 同行通訳事業

- ・在住外国人が公的機関等において相談を行う際に、民間ボランティア通訳団体等の通訳者を無料で派遣する同行通訳（事前予約制）を実施

ウ. 行政情報の多言語翻訳

- ・神戸市の各部局等の依頼に基づき、市国際課と連携して、市政情報の多言語翻訳やネイティブチェックを実施

④ 災害時外国人支援・防災啓発事業

ア. 多文化防災リーダー育成・活動支援事業

- ・令和 7 年度に引き続き、大学や地域団体と連携し、地域等において主体的に防災活動を担う外国人材の育成と活動支援に取り組む
- ・新たに、多文化防災リーダー育成プログラム受講者を募集し、育成プログラム実施後、実践的な活動を支援
- ・令和 7 年度に育成し、令和 8 年度から自ら主体的に活動する多文化防災リーダーについて、各チームの持続的な活動を支援するための研修などフォローアップを実施

イ. 防災啓発事業（地域の防災活動への参加支援）

- ・区役所や地域団体が主催する防災訓練への参加や在住外国人向け防災情報の発信などにより、外国人の防災意識を啓発

ウ. 災害時外国人支援に係る研修事業

- ・災害時に避難所等において、支援活動を行うボランティアへの研修を実施
- ・（公財）兵庫県国際交流協会、近畿地域国際化連絡協議会（当財団を含む 10 団体によるボランティア相互派遣等の支援協定）と災害時通訳・翻訳ボランティアを対象とした研修を共催

⑤ ウクライナ避難民支援事業

外国人支援団体等と連携を図りながら、各事業を実施

- ・ウクライナ避難民に対するワンストップ生活相談窓口の設置、通訳者の配置
- ・長期化する避難生活において、個々の状況に応じた生活支援を実施するとともに自立に向けた支援に取り組む

（３）在住外国人支援・国際交流事業

大学や外国人支援団体等と連携し、在住外国人支援や日本人と在住外国人との相互理解を深める国際交流事業を実施する。

① 大学や外国人支援団体等との連携事業

（主な実施予定事業）

事業名	連携先
国際交流・多文化共生・国際協力イベント（異文化交流サロン、JICA 関西秋祭り 等）	留学生、大学、 （独）国際協力機構関西 センター（JICA 関西）等
子ども向け国際理解事業（キッズ国際ひろば）	
キャリアサポート事業（起業支援、進学・就職相談）	大学

② 地域国際化推進事業助成

- ・地域における国際交流・多文化共生を推進するため、民間団体等が主催する事業に対して助成を実施

（４）ふたば国際プラザ運営

国籍や年齢等の区別なく、市民が集い利用することができる「地域とともに進める多文化共生の国際交流施設」として各事業を実施する。

① 在住外国人に対する生活情報支援

- ・来日して間もない在住外国人に対して日本で生活するに当たっての必要な制度や情報についてガイダンスを実施

② 日本人と在住外国人との交流・相互理解の推進

- ・ともに地域で生きるための相互理解の促進や環境づくりのため、日本人と在住外国人との交流を推進する事業を実施

③ 人材育成事業

- ・日本語学習支援や国際理解の推進に取り組む人材の育成のため、各種研修・講座を実施

（５）担い手の育成・活用

地域で国際交流や多文化共生に関する活動に従事するボランティア等の人材を育成するため、知見や経験を有する専門家などを招き、各種研修・講座を実施する。

（６）地域共生サポーター

市内各地域において、日本人と外国人がともに安心・安全で秩序ある生活を送ることができるよう、地域住民の不安感を受け止め、相互理解を深める手伝いをする人材として、令和８年度より KICC に地域共生サポーターを配置し、相互理解を促進する。

留学生支援事業

(1) 奨学生事業

① 奨学生の選考

- ・神戸市からの受託により、市内大学に在籍する私費留学生の中から 30 人を選考
○奨学金名 神戸市留学生奨学金（神戸・菅原奨学金）

② 奨学生関連事業

ア. 市民との交流機会の提供

- ・奨学生と市民の交流を促進するため、奨学生が自国文化等を紹介するイベント等を開催

イ. 奨学生による神戸市情報等の発信

- ・奨学生がインスタグラム等の SNS を活用し、神戸のおすすめの場所や神戸での留学生活等の情報発信をすることにより、神戸の魅力を PR

(2) 文化施設見学の支援

公立及び民間の文化・社会教育施設等（31 施設）と連携し、市内の留学生が無料で施設見学できるパス（はっぴいめもりーパス KOBE）を発行する。

奨学生には、はっぴいめもりーパス KOBE を利用して訪れた場所を紹介する SNS 投稿用の原稿作成を依頼し、自身の SNS アカウントで投稿してもらうとともに、KICC のインスタグラムにおいても発信するといった取組みを引き続き行う。

(3) 地元企業への就職活動等の支援

① 「外国人のための合同企業説明会」の開催

- ・神戸市と、神戸市内及び兵庫県内の企業が自社の紹介や質疑応答の場を提供する「外国人のための合同企業説明会」を共催

② 留学生のための起業・創業セミナーの開催

- ・経済団体や金融機関と連携し、留学生等を対象に市内での起業・創業に向けたセミナーを開催

③ 留学生と企業の交流会の開催

- ・神戸市や大学等と連携し、就職相談や留学生と市内企業の交流機会を提供し、留学生の就職を支援

④ キャリアサポート

- ・日本経済大学神戸三宮キャンパスとの連携により、神戸市在住の留学生を始めとする外国人や、外国人の雇用を考えている企業を対象として、起業や就職、外国人雇用について相談できる機会を提供

海外事務所の運営事業

(1) 神戸・天津経済貿易連絡事務所（昭和 60 年開設）

① 友好都市交流事業

- ・天津市との教育・医療交流など友好交流事業に係る連絡調整
- ・王子動物園と天津市動物園の間の動物交換の実施に向けた連絡調整

② 国際医療交流及び経済交流の推進

- ・中国において病院・医療関係企業・機構等との交流・協力、医療関連イベントの開催や参加等の国際医療交流の推進に係る連絡調整
- ・中国の医療関連企業に対する医療産業都市への進出の PR、経済的な側面における交流を推進
- ・中国への進出や販路開拓に関心のある神戸の企業、又は神戸への進出、若しくは神戸企業とのマッチングを希望する中国企業に対し、関係部局を通じて情報提供やマッチングを実施

③ 観光客誘致、地場産業等のプロモーション

- ・各種物産展等における神戸物産の PR や海外の販路開拓支援を実施
- ・神戸観光局と協力し、観光 PR 動画や特集記事等、神戸の観光情報の発信を支援

2 経営改善の取組み状況

令和5年度に策定した中期経営計画に基づき、日本語学習支援や生活相談・情報提供、各種人材育成事業の重点化に取り組み、多文化共生のまちづくりを推進する。また、人材の育成や、重要課題への人的資源の集中により組織力強化に努める。

【主な取り組み】

（１）財団機能の重点化の推進

多文化共生のまちづくりを担う人材の育成等、関係団体の連携をコーディネートする中間支援組織としての機能の重点化に努めた。

令和8年度は、市内大学との連携を強化し、グローバル人材の育成や活用、相互の人的・知的資源や施設の活用による国際交流・多文化共生・地域貢献活動の充実に向けた取り組みを目指す。また、民間事業者の知見を活用し、他都市の事例調査を行い、在住外国人だけでなく日本人にとってもわかりやすい広報の在り方について検討する。

今後も、外国人支援団体や大学・留学生等との協力による多文化共生・国際交流事業を展開する。

（２）組織力の強化・人材育成

増大かつ複雑化する多文化共生のニーズに対応するため、人材の育成や確保が重要である。

職員の個々のキャリア形成や資質向上を促すため、研修機会の提供や他団体が開催する外部研修への参加を奨励する。また、令和8年度に取り組む事業のうち、特に重点化を進める日本語学習支援事業において、人材配置の強化や事業環境の整備を行う。さらには、地域における日本語学習支援にかかる人材や多文化共生のまちづくりを担う人材の育成に取り組む。

3 事業別予定収支計算書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日, 単位 円)

収 入 の 部		支 出 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
公益目的事業会計	218,278,000	公益目的事業会計	218,278,000
国際交流・多文化共生事業	168,772,000	国際交流・多文化共生事業	168,772,000
留学生支援事業収入	18,518,000	留学生支援事業支出	18,518,000
海外事務所運営事業収入	30,988,000	海外事務所運営事業支出	30,988,000
法人会計	18,884,000	法人会計	17,185,000
管理収入	18,884,000	管理支出	17,185,000
当期収入合計 (A)	237,162,000	当期支出合計 (D)	235,463,000
前期繰越収支差額 (B)	10,689,784	当期収支差額 (A) - (D)	1,699,000
収入合計 (A) + (B) = (C)	247,851,784	次期繰越収支差額 (C) - (D)	12,388,784

4 予定活動計算書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 経常活動区分		
1. 経常収益		
受取利息	2,899,000	
事業収益	532,000	
受取補助金等	233,731,000	
雑収益	0	
経常収益計		237,162,000
2. 経常費用		
事業費	222,866,000	
管理費	17,804,000	
経常費用計		240,670,000
経常収益費用差額		△ 3,508,000
II その他活動区分		
1. その他収益		
雑収益	0	
その他収益計		0
2. その他費用		
固定資産除却損失	4,421,000	
その他費用計		4,421,000
その他収益費用差額		△ 4,421,000
当期収益費用差額		△ 7,929,000
期首一般純資産及び指定純資産残高		378,116,213
期末一般純資産及び指定純資産残高		370,187,213

※ 神戸市からの収入

- (1) 補助金 233,631千円
- (2) 受託料 302千円

5 予定貸借対照表

(令和9年3月31日現在, 単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	64,425,873	未払金	11,634,632
未収金	600,000	未払法人税等	0
前払金	2,447,005	預り金	420,000
流動資産合計	67,472,878	賞与引当金	3,859,271
2. 固定資産		流動負債合計	15,913,903
(1) 有形固定資産		2. 固定負債	
建物附属設備	32,321,459	退職給付引当金	17,306,075
什器備品	2,276,633	固定負債合計	17,306,075
有形固定資産計	34,598,092	負債合計	33,219,978
(2) 無形固定資産		III 純資産の部	
ソフトウェア	812,763	1. 指定純資産	343,776,622
無形固定資産計	812,763	2. 一般純資産	26,410,591
(3) その他固定資産		純資産合計	370,187,213
投資有価証券	300,000,000		
保証金	523,458		
その他固定資産計	300,523,458		
固定資産合計	335,934,313		
資産合計	403,407,191	負債及び純資産合計	403,407,191

6 事業別予定収入明細書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日, 単位 円)

科 目	合 計	内 訳		
		事業収入	補助金等収入	その他収入
公益目的事業会計	218,278,000	532,000	217,746,000	0
国際交流・多文化共生事業	168,772,000	230,000	168,542,000	0
留学生支援事業収入	18,518,000	302,000	18,216,000	0
海外事務所運営事業収入	30,988,000	0	30,988,000	0
法人会計	18,884,000	0	15,985,000	2,899,000
管理収入	18,884,000	0	15,985,000	2,899,000
合 計	237,162,000	532,000	233,731,000	2,899,000

7 事業別予定支出明細書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日, 単位 円)

科 目	金額	内 訳		
		人件費	物件費	その他
公益目的事業会計	218,278,000	94,624,000	123,654,000	0
国際交流・多文化共生事業				
事業費支出	168,772,000	78,796,000	89,976,000	0
留学生支援事業支出				
事業費支出	18,518,000	15,828,000	2,690,000	0
海外事務所運営事業支出	30,988,000	0	30,988,000	0
法人会計	17,185,000	10,892,000	6,293,000	0
管理支出	17,185,000	10,892,000	6,293,000	0
合 計	235,463,000	105,516,000	129,947,000	0

8 収支予算書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日, 単位 円)

科 目	金 額	
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
受取利息	2,899,000	
事業収入	532,000	
補助金等収入	233,731,000	
雑収入	0	
事業活動収入計		237,162,000
2. 事業活動支出		
事業費支出	218,278,000	
管理費支出	17,185,000	
事業活動支出計		235,463,000
事業活動収支差額		1,699,000
II 投資活動収支の部		
1. 投資活動収入		
短期貸付金戻り収入	0	
投資活動収入計		0
2. 投資活動支出		
特定資産取得支出	0	
短期貸付金支出	0	
投資活動支出計		0
投資活動収支差額		0
III 財務活動収支の部		
1. 財務活動収入		
短期借入金収入	0	
財務活動収入計		0
2. 財務活動支出		
短期借入金支出	0	
財務活動支出計		0
財務活動収支差額		0
前期繰越収支差額		10,689,784
次期繰越収支差額		12,388,784

「令和 8 年度 （公財）神戸国際コミュニティセンター事業概要」

令和 8 年 7 月

編集：（公財）神戸国際コミュニティセンター